

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日の翌日
に代り、
休日は、
日曜日の翌日
に代り)

目 次

◇ 告 示 字の区域の変更(地方課)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(農村整備課)

土地改良法による換地処分(〃)

保安林の指定の解除予定(造林課)

県道の区域の変更(道路課)

県道の供用の開始(〃)

◇ 公安規則 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通企画課)

◇ 正 誤 昭和六十二年十月鳥取県告示第八百六号中訂正

告 示

鳥取県告示第九百三十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた

ので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による穴鴨第二地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十二年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和五十九年三月一日現在の地番による。)
大字穴鴨字余川 口	大字穴鴨字余川口のうち七七、一〇一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字穴鴨字赤坂一〇三の一部、一〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字穴鴨字赤坂	大字穴鴨字余川口七七、一〇一と一体をなす国有地の一部 大字穴鴨字赤坂のうち一〇三の一部、一〇四の一部、一一〇の二の一部、一一二の三の一部、一一六の二、一一八の三、一一九、一二〇の一、一二〇の二、一二一の一の一部、一二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外 大字穴鴨字立石一二二の二の一部及びこれと一体をなす区域
大字穴鴨字立石	大字穴鴨字赤坂一一〇の二の一部、一二二の三の一部、一一六の二、一一八の三、一一九、一二〇の一、一二〇の二、一二一の一の一部、一二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字穴鴨字立石のうち一二二の二の一部、一四三の一部、一五七の二、一五八の一の一部及びこれらと一体をなす区域

<p>大字穴鴨字葉広</p>	<p>有地の一部以外の区域</p> <p>大字穴鴨字立石一四三の一部、一五七の二、一五八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字穴鴨字葉広のうち一六五の七及びこれと一体をなす国有地並びに一六五の一と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字穴鴨字浅田</p>	<p>大字穴鴨字浅田のうち一九九の一、二〇〇の一、二〇〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字穴鴨字橋詰</p>	<p>大字穴鴨字浅田二〇〇の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字穴鴨字橋詰の全域</p> <p>大字穴鴨字中島二五九の二、二六〇の三の一部、二六〇の四の一部、二六七の四の一部、二六八の一部、二六九から二七三まで、二七四の一部、二七五の一部、二七五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字穴鴨字中矢図二七六の一部、二七七の二の一部、二八九の二から二八九の三までの一部、二九〇の一部、二九五の二の一部、三〇〇から三〇二までの一部、三〇三、三〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字穴鴨字中島</p>	<p>大字穴鴨字中島のうち二五九の二、二六〇の三、二六〇の四、二六六、二六七の四から二六七の六まで、二六八から二七五まで、二七五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字穴鴨字中矢 図</p>	<p>大字穴鴨字葉広一六五の七及びこれと一体をなす国有地並びに一六五の一と一体をなす国有地</p> <p>大字穴鴨字浅田一九九の一、二〇〇の一、二〇〇の二の一部</p> <p>大字穴鴨字中島二六〇の三の一部、二六〇の四の一部、二六六、二六七の四の一部、二六七の五、二六七の六、二六八の一部、二七四の一部、二七五の一部、二七五の二の一部</p>
<p>大字穴鴨字錫</p>	<p>部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字穴鴨字中矢図のうち二七六の一部、二七七の二の一部、二八九の二から二八九の三までの一部、二九〇の一部、二九五の二の一部、三〇〇から三〇二までの一部、三〇三、三〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字穴鴨字錫臺</p>	<p>大字穴鴨字錫のうち三七七の一部、三七八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字穴鴨字錫臺四七九の二の一部、四八四の二の一部、四八五から四八七まで、四八八の二から四八八の三まで、四八九、四九〇、四九一の二の一部、四九四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字穴鴨字大平</p>	<p>大字穴鴨字錫三七七の一部、三七八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字穴鴨字錫臺のうち四七九の二の一部、四八四の二の一部、四八五から四八七まで、四八八の二から四八八の三まで、四八九、四九〇、四九一の二の一部、四九四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字穴鴨字桂口</p>	<p>大字穴鴨字大平のうち九〇六及びこれと一体をなす国有地並びに九〇四、九〇五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字穴鴨字宮ノ内</p>	<p>大字穴鴨字桂口のうち九〇七の二の一部、九一〇の二の一部、九一〇の五の一部、九一〇の六、九一〇の七、九一一、九二二の二、九二二の三、九二四、九二五、九二六の二、九二六の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字穴鴨字大平九〇六及びこれと一体をなす国有地並びに九〇四、九〇五と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字穴鴨字桂口九〇七の二の一部、九一〇の二の一部、九一〇の五の一部、九一〇の六、九一〇の七、九一一、九二二</p>

三の一、九二三の三、九二四、九二五、九二六の一、九二六の三及びこれらと一体をなす国有地
 大字穴鴨字宮ノ内の全域

鳥取県告示第九百三十二号

大原千町土地改良区が行う土地改良事業に係る大原地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十二年十一月二十八日から二十四日間
- 三 縦覧に供する場所
岸本町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において

準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業に係る穴鴨第二地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百三十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡佐治村大字栃原字不動山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保有林として指定された目的
水源のかん養
 - 三 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、
 県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、昭和六十二年十一月二十七日から二週間鳥取県土木部
 道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十二年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
河内鳥取線	変更前	鳥取市浜坂字西ノ前八三九―二地 先から同市丸山町字三宝谷二五― 一―二地先まで	七・六	一、五一五・〇
	変更後	鳥取市浜坂字西ノ前八三九―二地 先から同市秋里字東皆竹七―四― 三―地先まで	一六・三	七二〇・〇
河内鳥取線	変更前	鳥取市浜坂字小西ノ前八八九―三 地先から同市丸山町字三宝谷二五 ―一―二地先まで	七・六	一、四七七・〇
	変更後	鳥取市河内字坂松河原一四六四―一 二地先から同字一二七七―一―地先ま	三・八	二九九・〇

路線名	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	
多里伯太線	変更前	日野郡日南町笠木字高崎九七二―一 地先から同町笠木字四反田九四七― 一―地先まで	二・二	二二・八
	変更後	日野郡日南町笠木字高崎九七二―一 地先から同町笠木字四反田九四七― 一―地先まで	一〇・〇	七五・〇

鳥取県告示第九百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、
 次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、昭和六十二年十一月二十七日から二週間鳥取県土木部
 道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十二年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
鷲峰気高線	気高郡気高町大字飯田字大縄六六 地先から同町大字山宮字陣場一三 五―一―地先まで	昭和六十二年十一月二 十八日
鳥取砂丘線	鳥取市浜坂字西ノ前八三九―二地 先から同市秋里字東皆竹七―三― 四―地先まで	

河内鳥取線

鳥取市河内字坂松河原一四六四一
一二地先から同字一二七七一一地
先まで

多里伯太線

日野郡日南町笠木字高崎九七二一
一地先から同町笠木字四反田九四
七一一地先まで

昭和六十二年十一月二
十七日

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年十一月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

鳥取県公安委員会規則第五号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二号ホの(ニ)中「及びパーキング・メーター」を「、パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十二年十二月一日から施行する。

正 誤

昭和六十二年十月鳥取県告示第八百六号（土地改良区の役員の就退任について）中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
四 上 十六 生田伸二 生田伸一